

横浜市立中和田小学校

いじめ防止基本方針

—すべての児童が安心安全な学校生活が送れるように—

平成26年 3月24日策定(令和6年 3月15日改定)

I いじめ防止に向けた基本的な考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

【平成25年度 文部科学省「いじめ防止対策推進法」より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。(例)定期的なアンケートや教育相談の実施。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

II 組織の設置

1 いじめ防止対策委員会の設置

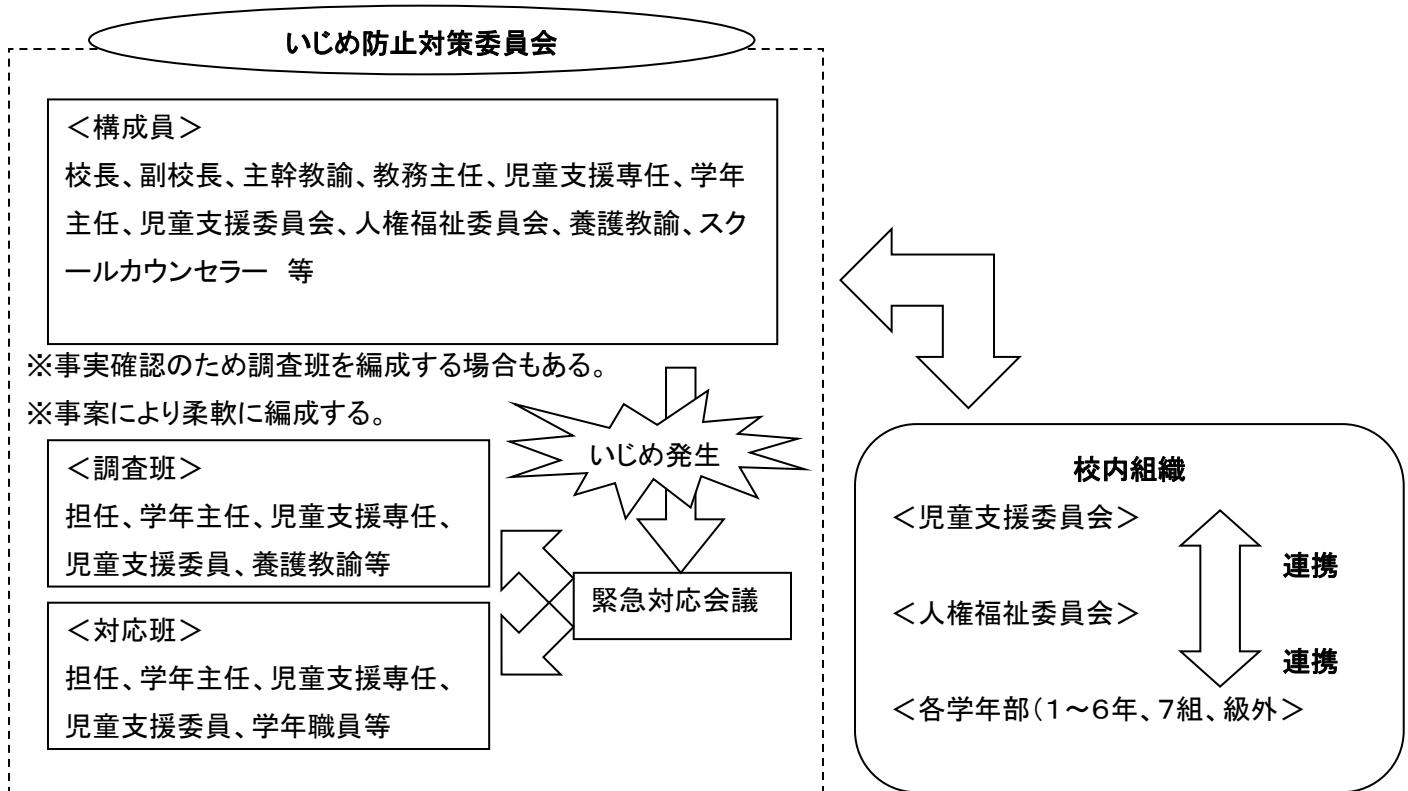
① いじめ防止対策委員会の構成

いじめ防止対策委員会の構成は、校長が任命した副校長、主幹教諭、教務主任、児童支援専任、学年主任、児童支援委員会、人権福祉委員会を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。なお、メンバーは実態等に応じて柔軟に対応することも考える。

② 委員会の運営

いじめ防止及びいじめ対応のための組織として「いじめ防止委員会」を設置する。月1回定期的に開催する。またいじめの疑いがある段階で直ちに招集し、会において対応を協議するものとする。また、組織が有効に機能しているか、定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが大切である。

《 いじめ防止対策委員会組織》



2 いじめ防止委員会の活動内容

- ① いじめ事案に対して、中核となり組織的に取り組む。
- ② 情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中心となる。
- ③ 重大事案が起こった場合は、調査を行うとともに直ちに教育委員会に報告する。
- ④ いじめの未然防止や早期発見のための環境づくりを行う。
- ⑤ いじめを受けた児童に対する支援や、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。

III いじめ未然防止及び早期発見のための取組

1 いじめの未然防止

- ① いじめの未然防止のための、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。
- ② 人権教育や道徳教育の充実
- ③ 学校いじめ防止対策委員会設置と活動内容を保護者に周知してもらう

2 年間を見通したいじめ防止指導計画の整備について

●いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。

『年間指導計画』

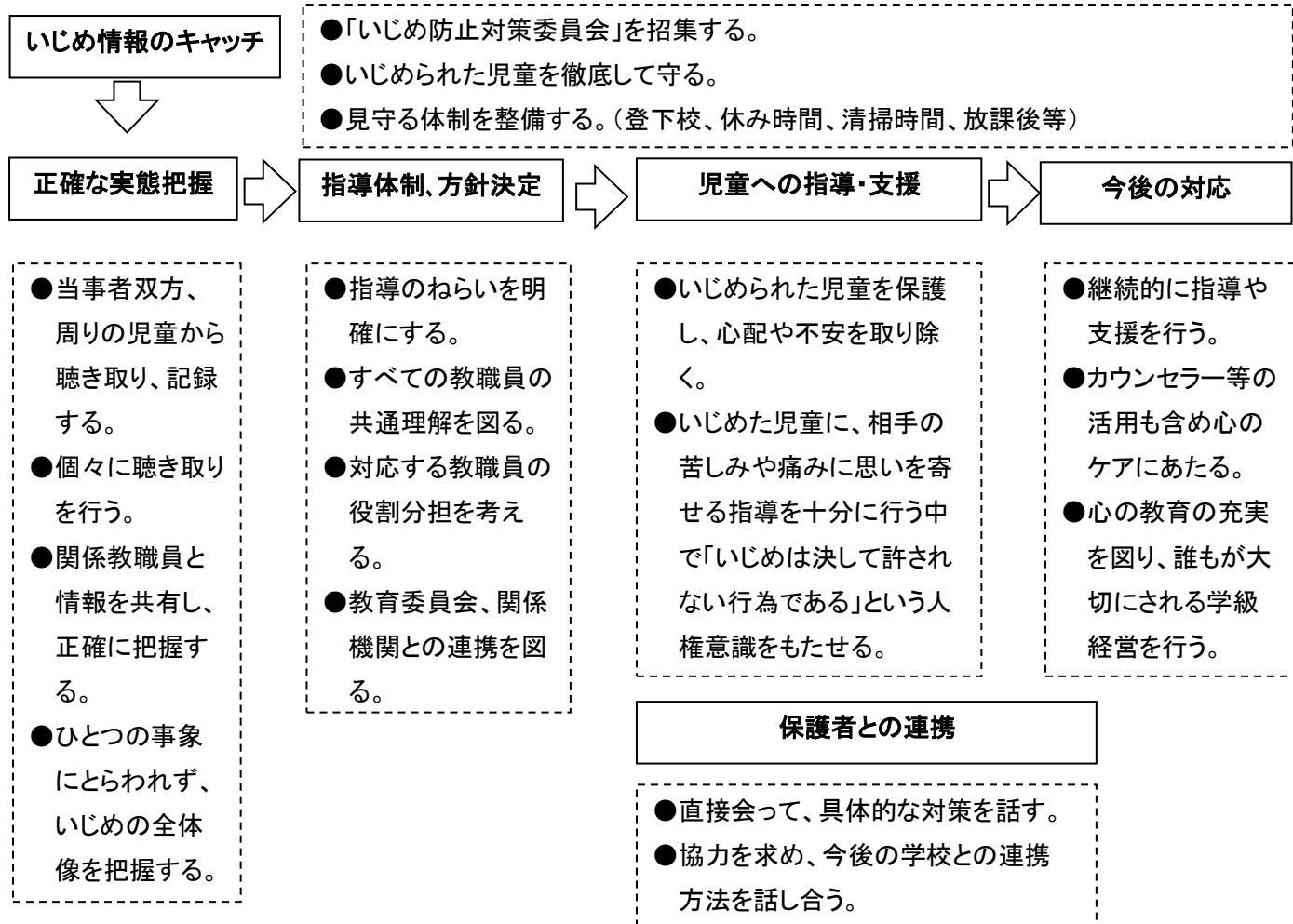
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等			事案発生時、緊急対応会議の開催			
防止対策	いじめ実態把握調査	学校説明会等による保護者啓発		職員研修会	いじめ防止対策委員会	
早期発見			学級・学年づくり 人間関係づくり (Y-Pアセスメントシート) (社会的スキル横浜プログラム)	児童指導講話 (低中高ブロック)		
教育相談期間(保護者面談) 年間を通じて						

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等		事案発生時、緊急対応会議の開催				
防止対策		職員研修会	いじめ防止啓発月間		いじめ防止対策委員会	
早期発見		学級・学年づくり 人間関係づくり (Y-Pアセスメントシート) (社会的スキル横浜プログラム)	人権教育講話 (人権週間)			
教育相談期間						

3 いじめの早期発見

- ① 学年研や日々の観察などによる、教職員が児童の些細な変化や状況を共通理解し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制の充実を図る。
- ② いじめ実態アンケートやYPアセスメントシートの活用により、児童からの情報や相談を受けやすくする体制を整えておく。
- ③ 日頃から必要に応じて心のノートや生活ノートなどを通し、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にとることで信頼関係を構築する。

4 いじめ対応の基本的な流れ



5 いじめの解消

- ・いじめの行為が少なくとも3か月間はやんでいること。また、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。保護者と本人に確認する。

6 研修の実施

児童支援専任や児童指導委員会と連携し、教職員の資質を高めるために実践的な研修を行う。

- ① 児童心理や行為、行動の背後にある子どもの人間関係を的確にとらえる能力を高める児童理解研修や事例研修を行う。
- ② 法や制度の確実な周知や関係機関等の専門家を講師とした研修などを行う。

IV 重大事態への対処

1 重大事態の定義

いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。また、事案再発防止のための調査を行い、継続的な支援・指導を行う。いじめを受けた児童・保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

3 その他の留意事項

事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

教育委員会から報告を受けた市長が、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要であると認めた場合、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（「再調査」）を行う。

V いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れ等を、年1回は見直し、必要に応じて検討し、措置を講じる。